国民健康保険からお知らせ

70歳以上75歳未満の現役並所得以外の方は、４月からの自己負担割合が引き続き１年間「1割」のまま据え置かれます。

現在、70歳以上75歳未満の人の自己負担割合は、平成23年３月末まで１割に据え置かれ、平成23年４月から２割（現役並み所得者は３割のまま）に変更することになっていましたが、凍結措置がさらに１年間延長され、平成24年３月末まで１割に据え置かれます。

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は平成23年３月31日までとなっておりますので、新しい受給者証は国民健康保険証といっしょにお送りいたします。

＊＊＊＊　新しい国民健康保険証は郵送いたします　＊＊＊＊

４月からの新しい国民健康保険証は、３月下旬に郵便でお送りいたします。現在お持ちの国民健康保険証の有効期限は、平成23年３月31日までとなっていますので４月１日以降に役場までお返しください。

【お問い合せ先】 役場保健福祉課　☎77−3614

４月からの国民健康保険税の特別徴収について

●平成23年２月の年金から国民健康保険税をお支払いいただいた方

国保資格の異動がなかった方や口座振替での納付を選択されていない方については、引き続き、２月の特別徴収額と同じ額を平成23年４月・６月・８月の年金から特別徴収（仮徴収）させていただきます。

※平成23年度中に75歳になられる方や、22年度の途中で65歳未満の世帯員が国保に加入された方は、特別徴収の対象者とならないため、平成23年度は普通徴収（現金納付または口座振替）で国民健康保険税をお支払いいただくことになります。

●平成22年４月２日から10月１日までの間に65歳になられた世帯主の方および美波町に転入された世帯主の方

下記①②の条件をどちらも満たしており、口座振替での納付を選択されていない世帯主の方は、原則平成23年４月の年金から特別徴収（仮徴収）が始まります。特別徴収の金額は、平成22年度の年税額から計算した金額になります。

＜特別徴収の対象となる方＞

①４月１日現在において、世帯主を含む世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主の方
※ご自身が国保に加入していない擬制世帯主の方は除きます。

②年額18万円以上の年金を受給している方（複数の年金を受給している方は、全部の金額の合計ではなく、１つの年金で18万円以上であること）。
※ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の1/2を超える場合は対象となりません。

※平成22年10月２日以降に65歳になられた世帯主の方および美波町に転入された世帯主の方で、上記①②の条件をどちらも満たす場合は、原則平成23年６月から順次特別徴収の対象者となります。

特別徴収の対象となる方には、４月の年金受給時までに、仮徴収期間（４・６・８月）の特別徴収額を記載した「仮徴収のお知らせ」をお送りいたします。

○４月・６月・８月の仮徴収期間中に特別徴収した金額が、７月に確定する年税額を上回る場合は差額分を還付させていただきます。

【お問い合せ先】 役場保健福祉課　☎77－3614